

評議員の報酬の支給の基準

(目的)

第1条 この基準は、学校法人エリザベト音楽大学（以下「大学」という。）の寄附行為第57条の規定に基づき、評議員の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 評議員とは寄附行為第31条に定める者をいう。
- (2) 職員評議員とは、大学の職員としての給与を支給している評議員をいう。
- (3) 評議員の報酬とは、評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、評議員の報酬には、給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- (4) 費用とは、評議員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員に対しては、評議員会等への出席に係る報酬を支給するものとする。

(報酬等の額)

第4条 評議員に対する報酬額は、別表第1のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 評議員の日額の報酬は、評議員会等の出席に当たった都度、支給する。

(費用)

第6条 評議員（職員評議員を除く。）の旅費については、別に定める。

(作成、備置き及び閲覧)

第7条 大学は毎会計年度終了後3月以内にこの基準を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの基準の内容を確認した旨及び確認した日付を記載した書類を作成し公表する。

- 2 大学は、この基準を、当該会計年度に係る定期評議員会の日から、主たる事務所に5年備え置かなければならない。
- 3 大学は、何人からも請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この基準を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第8条 大学は、この基準をホームページに公表する。

(補則)

第9条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この基準は、2025（令和7）年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

評議員の報酬額

評議員	評議員会等への出席	日額 1万円
-----	-----------	--------